

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 1 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に銀行を退職する際、厚生年金保険の被保険者資格が消失したので、国民年金に加入するよう人事課の方から勧められ、退職して 3 日後ぐらいに市役所支所で国民年金の加入手続を行ったはずである。窓口の人は女性であったと思う。国民年金保険料については、集金に来ていた小組合長に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和 46 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、「昭和 46 年 1 月に銀行を退職する際、厚生年金保険の被保険者資格が消失したので、国民年金に加入するよう人事課の方から勧められた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間の始期と近接する昭和 46 年 4 月ごろに国民健康保険に加入していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に国民年金の任意加入手続を市役所で行い、同時に国民年金保険料を納付した。その後は、市役所が発行した納付書により毎月、銀行支店で国民年金保険料を納付していた。55 年当時の家計簿には 1 か月分のみであるが、国民年金保険料の出金記録があるので、申立期間のすべての期間について国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する家計簿の昭和 55 年 3 月 11 日の欄に「年金 3,300 円」と記載されていることが確認でき、当該金額は当時の国民年金保険料額と一致している上、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、家計簿の記載日と同一日に、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、「昭和 55 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料を納付した。」とする申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立人から提出された家計簿（申立期間の一部を含む昭和 55 年 1 月から同年 7 月及び同年 12 月分）のうち、昭和 55 年 3 月以外の期間については、国民年金保険料の出金記録が確認できない上、申立人が、申立期間のうち同年 3 月以外の期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月及び同年2月
② 昭和55年12月から57年3月まで

私の夫が、結婚を契機に、私の国民年金の加入手続を行い、その後も私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の夫は、市役所職員であったため、私の国民年金の諸手続のすべてを管理しており、申立期間についても、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、2か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、未納期間は無い。

また、申立人は、婚姻を契機に昭和47年7月に国民年金に任意加入し、申立期間①の直前まで、継続して国民年金保険料を納付している上、当該期間及びその前後の期間について、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認され、当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人からの照会を契機に、社会保険庁の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

2 一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿において、申立人が、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和55年12月以降、国民

年金の加入手続を行ったことをうかがわせる記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月については18万円、同年3月については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月26日から同年4月13日まで

A社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無い旨の回答があった。A社は、本社と同社B支店からなり、私は、同社に入社してから退社するまでの26年間、継続して本社及び同社B支店に勤務し、その間、給料・賞与の未払い、支給遅れ等は1回も無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の在職証明書及び同社から聴取した結果により、申立人が継続して同社及び同社B支店に勤務し(昭和52年2月26日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和52年2月の標準報酬月額については、51年10月の社会保険事務所の記録から18万円、52年3月の標準報酬月額については、同社が保管する昇給明細一覧表及び同年4月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無くはつきりとは分からないものの、控除した保険料を社会保険事務所に納付しないということは通常考

えられないことから、納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 7 月まで

私は、国民年金制度発足時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所で納付してきた。先日、社会保険事務所で確認したところ、私の国民年金の加入記録が無く、国民年金手帳記号番号払出簿には「取下」と記載してあった。私の国民年金の納付記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 37 年 10 月に払い出された後、「取下」の事跡があることが確認できるとともに、当該国民年金手帳記号番号では国民年金保険料の納付記録を確認することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間における市の国民年金保険料の徴収台帳には、申立人の名前が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について確認できない状態であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、昭和 58 年 4 月ごろ、私の母親が市役所支所の女性職員に未納となっていた 4 年余りの国民年金保険料を納付するよう強く言われ、まとめて 20 数万円を納付したはずである。

その後の国民年金保険料は地区の集金人に毎月、納付しており、申立期間の国民年金保険料のみを納付しないことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、54 年 4 月から 56 年 2 月までの期間については、申立人は学生であったため、国民年金の任意加入期間となることから、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 58 年 4 月以降については、地区の集金人に毎月、国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立期間当時の集金担当者から聴取したものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を確認することはできない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、家を建てるために国民年金から融資を受けようと思ひ、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付した。

融資は受けなかったが、保有する昭和 62 年分の確定申告書で国民年金保険料を申告しているの、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す資料として提示した昭和 62 年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は、納付済みとなっている申立人夫婦の昭和 62 年の国民年金保険料額及び申立人の妻が昭和 62 年 7 月に過年度納付した国民年金保険料額を合計した金額と一致していることから、申立人は納付した事実を誤認しているものと考えられる。

また、申立人の妻の家計簿に記載してある国民年金保険料額についても、申立期間の実際の国民年金保険料額とは異なっており、申立人の妻が、昭和 62 年 7 月に過年度納付した申立人の妻の国民年金保険料額とほぼ一致していることから、申立期間の国民年金保険料額を記載したものは考えにくく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの期間及び51年11月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年9月まで
② 昭和51年11月から52年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録では、還付を受けたことになっているが、私は、郵便局等で還付金を受け取った記憶は無いので、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について国民年金保険料の還付を受けていない。」と主張しているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳において、「発生年月日 平 12. 4. 13 期間 昭 51.4-51.9 昭 51.11-52.1 金額 12,600 円 決議 12. 8. 23」と還付をうかがわせる記載が確認できる上、「送金（支払）通知書作成年月日 平 12.10.17」との記載が確認できることから、申立人に対して送金通知書が送付されていたと考えるのが自然である。

また、還付金の請求者が還付金（国庫金）を期限内に受け取っていない場合に日本銀行から社会保険事務所に通知する「期限経過報告書」には、申立人の名前が無いことから、申立人に対して還付金が支払われたことが推認できる。

さらに、申立期間については、申立人が厚生年金保険に加入していることが確認でき、還付記録自体に不自然さは見られない上、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情及び還付記録の内容を疑わせる事情も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 10 月まで

私は、昭和 54 年 1 月に退職し、自営業を始めたのを契機に、国民年金に加入し、継続して国民年金保険料を納付してきた。私の妻が、地区の小組合長に毎月 25 日に税金等と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を持参していた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 58 年 10 月に申し出により国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を小組合長に持参して納付していた。」と主張しているが、その妻は、昭和 60 年 4 月以降、国民年金に未加入であることが確認でき、申立内容には不自然さが見られる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 54 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 54 年 3 月まで

昭和 52 年 5 月に町役場で国民年金の加入手続を行った際、付加年金についても同時に加入手続を行い、国民年金の定額保険料と付加保険料を併せて納付してきたのに、申立期間の付加保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により、確認可能な申立期間直後の昭和 54 年度から 59 年度までの各年度欄に、付加保険料が納付されたことを示す「定付」、「付 12」の記録が確認できるものの、申立期間については、定額保険料のみが納付されていることを示す「定」の記録しか確認できないことから、申立期間については、付加保険料が納付されていたとは考え難く、当該記録に係る事務処理が適正に行われたことを疑わせる事情も見受けられない。

また、申立人が、申立期間における付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録については、社会保険庁の記録どおりであることから、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 26 日まで
③ 昭和 55 年 8 月 6 日から 60 年 12 月 20 日まで

申立期間①におけるA社、同②におけるB社及び同③におけるC社に係る厚生年金保険の加入記録及び標準報酬月額については、間違っている。特に、同③におけるC社に係る標準報酬月額は改ざんされており、同社における報酬月額は50万円で、毎月の厚生年金保険料の個人負担分及び会社負担分は各8万円で、ボーナス時にも納入していた。

申立期間について、厚生年金保険の加入記録及び標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の加入記録

申立期間①及び②については、申立人は、申立期間①におけるA社には昭和47年4月1日まで、申立期間②におけるB社には、同日から55年7月26日まで勤務していたとしているが、B社(A社の関連会社)の保管するA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及びB社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」並びに社会保険事務所の保管する当該両事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票」により、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日は一致(昭和48年7月1日)しており、申立人の当該両事業所における厚生年金保険の加入記録は社会保険庁の記録どおりであることが確認できる。

申立期間③については、C社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の新規適用日が昭和55年10月6日と確認できることから、申立期間のうち、同年8月6日から同年10月5日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票」により、申立人の当該事業所における資格取得日は、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日と同日であることが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正する必要は認められない。

2 標準報酬月額

申立期間①及び②については、B社の保管するA社及びB社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更標準報酬決定通知書」及び「同被保険者報酬月額算定基礎届標準報酬決定書」において確認できる申立人のA社における昭和46年度、47年度及びB社における被保険者期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

申立期間③については、C社は既に全喪している上、申立人は当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる関係資料を保有していないが、標準報酬月額については、厚生年金保険法により上限額を定めるところ、社会保険庁の記録において申立人の当該事業所における加入記録の確認できる期間のうち、昭和55年10月6日から60年9月30日までの標準報酬月額については、当該上限額と一致していることが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月から28年2月まで
② 昭和28年3月から同年10月まで

私は、申立期間①におけるA社及び同②におけるB社において正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立てに係る事業所の名称をA社と記憶しているが、当該事業所及び同社の名称と類似する事業所については、社会保険庁の記録により、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の元事業主及び元同僚の名前を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

申立期間②については、申立人は、申立てに係る事業所の名称をB社と記憶しているが、社会保険事務所の保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が挙げる元同僚に係る加入記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚3名から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできない。

さらに、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から43年8月1日まで
A社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無い旨の回答があった。

私は、当該事業所の常勤パート募集があった時、同僚と共に採用され、すぐに勤め始めた。その後、昭和43年7月31日に同僚3名と一緒に退職し、B社に転職した。

当該事業所と一緒に辞めた当該同僚3名のうち、2名が当該事業所に係る厚生年金保険を受給していることが分かったので、今回、私も申し立てた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚から聴取した結果により、申立期間について、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が挙げる元同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に全喪している上、C社（当該事業所の引継ぎ事業所）から聴取した結果、当該事業所に係る資料は無いことから、申立ての事実を確認できない旨の回答を得ている。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人については、社会保険庁の記録により、申立期間につい

て、国民年金に加入し、同保険料の納付済期間であることが確認できる上、申立人から聴取したところ、申立期間における健康保険については同人の夫の被扶養者であったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便において、A社における厚生年金保険の加入期間は、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 5 月 1 日までの 7 か月間であることが分かった。私が社会保険事務所へ年金相談に出向いた際、「厚生年金保険の加入記録が 10 か月間あるので、あと 2 か月間働いたら 60 歳から厚生年金をもらえる。」と言われたことを覚えている。

また、私は、昭和 32 年 11 月 1 日から B 村(現在は、C 市。)に本採用されているのに、ねんきん特別便においては、33 年 5 月 1 日まで申立事業所に勤務していたこととなっており、明らかに加入記録が間違っている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における A 社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚から聴取した結果、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所の総務担当者から聴取した結果、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、当時を知る者もない旨の回答を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が社会保険庁の記録どおりである上、申立期間を含む前後の期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。